

資料番号

5

資料編



1 策定経過

年	月日	会議名	主な議事内容
平成30年	5月24日	第1回白岡市介護保険等運営協議会	(1)介護保険等運営協議会の役割について (2)看護小規模多機能型居宅介護事業者の公募について (3)地域密着型サービス事業者の指定に係る同意について
	7月23日	第2回白岡市介護保険等運営協議会	(1)介護保険の運営状況について (2)地域包括支援センターの運営状況について (3)その他
平成31年	3月19日	第3回白岡市介護保険等運営協議会	(1)看護小規模多機能型居宅介護事業者の公募について (2)地域密着型サービス事業者の指定に係る同意について (3)その他
令和元年	7月31日	第4回白岡市介護保険等運営協議会	(1)会長の互選について (2)介護保険の運営状況について (3)地域包括支援センターの運営状況について (4)その他
	10月30日	第5回白岡市介護保険等運営協議会	(1)看護小規模多機能型居宅介護事業者の公募の選定結果について (2)高齢者等実態調査について (3)市外の地域密着型サービス事業者の指定に係る同意及び指定について (4)その他
	12月13日	第6回白岡市介護保険等運営協議会	(1)高齢者等実態調査について (2)その他
令和2年	7月27日	第7回白岡市介護保険等運営協議会	(1)白岡市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の諮問について (2)高齢者等実態調査及び在宅介護実態調査について (3)白岡市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定方針及び計画策定スケジュールについて (4)介護保険の運営状況について (5)地域包括支援センターの運営状況について (6)その他
	10月17日	第1回白岡市高齢者福祉事業推進委員会	(1)白岡市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の素案について (2)その他

年	月日	会議名	主な議事内容
令和2年	11月2日	第8回白岡市介護保険等運営協議会	(1)白岡市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)について (2)その他
	11月30日	第2回白岡市高齢者福祉事業推進委員会	(1)白岡市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)について (2)その他
	12月16日	第9回白岡市介護保険等運営協議会	(1)白岡市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)について (2)第8期介護保険料基準額(案)について (3)地域密着型サービス事業所の指定について (4)その他
	12月25日	パブリックコメント (意見公募)の実施	(1)白岡市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)について
令和3年 ~1月25日			

2 白岡市介護保険条例（抜粋）

平成12年3月15日

条例第5号

（介護保険等運営協議会の設置）

第15条 介護保険制度及び高齢者福祉制度の適正かつ円滑な運営を図るため、白岡市介護保険等運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第16条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1） 市長から諮問を受けた介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定又は変更に関すること。
- （2） 事業計画の進行管理及び評価に関すること。
- （3） 地域包括支援センターに関すること。
- （4） 地域密着型サービスに関すること。
- （5） その他介護保険事業の運営上必要と認められる事項に関すること。

（組織）

第17条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 医療関係者
- （2） 保健関係者
- （3） 福祉関係者
- （4） 公募に応じた者
- （5） その他市長が必要と認めた者

（任期）

第18条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第19条 協議会に会長及び副会長を1人置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第20条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 白岡市介護保険等運営協議会委員名簿

現委員

(敬称略)

番号	区分	氏名	役職名等
1	(1)医療関係者	北村 秀和	新白岡駅前内科院長 (白岡市医師会)
2		木下 健輔	きのした歯科医院院長 (白岡市歯科医師会)
3	(2)保健関係者	伊藤 昌美	仁泉堂薬局薬剤師 (白岡市薬剤師会)
4		中村 由美子	白岡訪問看護ステーション管理者
5	(3)福祉関係者	◎ 山崎 文博	特別養護老人ホームいなほの里施設長
6		林 秀平	特別養護老人ホームわかば施設長
7		吉田 英雄	白岡市民生委員・児童委員協議会副会長
8	(4)公募に応じた者	稲垣 操	一般公募
9		柳 章	一般公募
10	(5)その他市長が必要と認める者	増田 政史	白岡市行政区長会監事 篠津1神山西区長
11		伊藤 伸一	白岡市老人クラブ連合会 奉仕委員会委員長
12		齋藤 恵生	介護支援専門員 (白岡市介護支援専門員連絡協議会)
13		○ 浅野 悦子	白岡市ボランティア連絡会長

◎会長 ○副会長

任期：平成30年5月1日から令和3年4月30日まで

前委員

番号	区分	氏名	役職名等
1	(5)その他市長が必要と認める者	浅井 嘉一※1	白岡市行政区長会監事 新白岡3丁目区長
2	(3)福祉関係者	角田 由美子※2	白岡市民生委員・児童委員協議会副会長
3		一ノ渡 恵子※3	特別養護老人ホームわかば施設長

※1 任期：平成30年5月1日から平成31年3月31日まで

※2 任期：平成30年5月1日から令和元年11月30日まで

※3 任期：平成30年5月1日から令和2年3月31日まで

4 諮問・答申

5 白岡市高齢者福祉事業推進委員会設置規程

平成14年5月30日

訓令第7号

改正 平成15年6月27日訓令第10号

平成17年3月18日訓令第4号

平成18年3月30日訓令第5号

平成20年3月31日訓令第9号

平成22年3月19日訓令第1号

平成24年3月30日訓令第13号

平成25年3月29日訓令第5号

平成26年3月31日訓令第4号

平成26年5月7日訓令第6号

平成28年3月31日訓令第1号

平成29年9月15日訓令第10号

平成30年3月26日訓令第7号

(設置)

第1条 白岡市における高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定等のため、白岡市高齢者福祉事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者福祉計画 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画をいう。

(2) 介護保険事業計画 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 計画の策定又は変更に関すること。

(2) 計画の進行管理及び評価に関すること。

(3) 計画に関する調査及び研究に関すること。

(4) その他計画の策定又は変更に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、健康福祉部高齢介護課長（以下「高齢介護課長」という。）の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

(専門部会)

第7条 委員会の所掌事務を、専門的に調査研究するため、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長には高齢介護課長の職にある者を、副部会長には健康福祉部健康増進課長の職にある者をもって充てる。

3 専門部会は、別表に掲げる職にある者が指定する原則として主査相当職にある者をもってこれを組織する。

4 部会長は、会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 専門部会は、部会長が招集し、部会長は、その議長となる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成14年5月30日から施行する。

附 則 (平成15年6月27日訓令第10号)

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月18日訓令第4号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日訓令第5号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日訓令第9号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日訓令第1号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第13号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日訓令第5号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月7日訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月15日訓令第10号）

この訓令は、平成29年10月2日から施行する。

附 則（平成30年3月26日訓令第7号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

総合政策部企画政策課長	同部安心安全課長	市民生活部地域振興課長	同部商工観光課長
健康福祉部福祉課長	同部保険年金課長	同部健康増進課長	都市整備部街づくり課長
同部道路課長	学校教育部教育指導課長	生涯学習部学び支援課長	同部いきいき教育課長

6 白岡市高齢者福祉事業推進委員会委員名簿

(敬称略)

番号	役職名		氏名
1	総合政策部	参事兼企画政策課長	齋藤久
2		安心安全課長	長谷川亘
3	市民生活部	地域振興課長	岡安久美子
4		商工観光課長	中太隆明
5		健康福祉部長	◎ 神田信行
6		福祉課長	小船伊純
7		高齢介護課長	○ 中山美佐子
8		保険年金課長	岡田丈二
9		健康増進課長	中山玲子
10	都市整備部	街づくり課長	加藤靖
11		道路課長	神田正
12	学校教育部	参事兼教育指導課長	村松淳一
13	生涯学習部	学び支援課長	岩楯浩志
14		いきいき教育課長	大橋浩明

◎委員長 ○副委員長

7 用語集（更新作業中）

白岡市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

令和3年3月

発行 白岡市
編集 白岡市健康福祉部高齢介護課
〒 349-0292
埼玉県白岡市千駄野 432 番地
電話 0480-92-1111 (代)
<http://www.city.shiraoka.lg.jp/>

